

長岡市水道施設将来構想策定業務に係る簡易評価型プロポーザル実施説明書

1 業務委託の名称

令和7年度 維配委第8号 長岡市水道施設将来構想策定業務委託（以下「本件業務委託」という。）

2 本件業務委託の目的

長岡市の水道事業は、人口減少に伴う水需要の減少による給水収益の悪化、高度経済成長期に整備された多くの施設や管路の老朽化及び水道に携わる職員の高齢化や人数の減少といった課題を抱えている。

このため、長岡市水道事業経営戦略の基本理念に『安全でおいしい水を長岡の未来へつなぐ水道』を掲げているが、このままでは実現が難しい状況となっている。この状況を改善するため、水道施設の更新を行うにあたり、統廃合等による施設の再構築を行い、運用効率の向上や施設能力の適正化を行う必要がある。また、これに伴い管路の再構築が必要である。

一方、人口減少は一律ではなく、地域で異なることから長期的に最適な送配水システムについて考慮が必要と思われる。

本件業務委託はこれらのことを総合的に検討し、長岡市水道事業経営戦略の基本方針である水道事業の効率、強靱、持続及び安全を具現化し、将来にわたり安定的に供給できる水道を実現するため、長岡市水道施設将来構想を策定し、その事業効果と将来投資額を把握することを目的とする。なお、この成果は令和13年度に予定している長岡市水道事業経営戦略の改定の基礎資料として活用する見通しである。

3 本件業務委託の内容

本件業務委託は水道施設将来構想を策定するものであり、その内容は仕様書のとおりである。なお、具体的な手法（新技術や追加検討項目を含む。）については、優先交渉権者との協議により提案内容を反映した仕様書に更新を行うものとする。

4 本件業務に係る委託契約期間

令和7年10月中旬（予定）から令和10年3月31日まで

ただし、簡易評価型プロポーザル方式により優先交渉権者として選定された者と発注者との間で協議が調った場合は、契約時期を早めることができる。

5 契約限度額

合計 63,360,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この額は上限額であり、予定価格ではない。

6 受託事業者の選定等

本件業務委託について、簡易評価型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定し、当該者と本件業務の委託に係る随意契約の締結について協議する。なお、優先交渉権者と随意契約に至らなかった場合は、次点の者と随意契約の締結について協議する。

7 選定方法

別に定める選定委員会において、本件プロポーザル参加者のうち次の全ての要件に該当する者について、提案書、プレゼンテーションの内容等により総合的に評価し、優先交渉権者を決定する。

- (1) 下記9の参加資格要件を満たしていること。
- (2) 提案書が期限内に提出され、かつ、その記述が下記12の提案書等の作成に係る留意事項を満たしていること。
- (3) 見積金額が上記5の契約限度額以内であること。
- (4) 下記16のプレゼンテーションに参加していること。
- (5) 参加表明者が多数の場合、財務状況により選定された上位5者のみ参加（提案書等の提出）することができるものとする。
- (6) 参加ができる者には令和7年6月9日（月曜日）までに参加選定通知で参加が認められた旨の通知を行う。

8 プロポーザルの実施スケジュール

公告（手続開始日）	令和7年5月23日（金曜日）
簡易プロポーザル評価型参加表明書等提出期限	令和7年5月30日（金曜日）
参加者選定通知期限	令和7年6月9日（月曜日）
質問書受付期限	令和7年6月9日（月曜日）
質問への回答期限	令和7年6月16日（月曜日）
提案書等提出期限	令和7年7月3日（木曜日）
プレゼンテーション実施	令和7年7月16日（水曜日） から7月17日（木曜日）まで
選定結果通知期限	令和7年7月23日（水曜日）

9 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当することを要する。

- (1) 新潟県内に本社若しくは支店機能を有する事業者であること又は新潟県内に本社若しくは支店機能を有する事業者と同程度の連絡及び協力体制を確保できると認められる事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 本件プロポーザルに係る公告の日以降に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 本件プロポーザルに係る公告の日以降に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 平成25年度以降に次のア、イ又はウのいずれかの業務を元請として受注した実績を有する者であること。
- ア 給水人口20万人以上の水道事業者等から『水道事業ビジョン』の策定業務を受注した実績を有する者であること。
 - イ 給水人口20万人以上の水道事業者等から施設再構築計画等を含む『経営戦略』の策定業務を受注した実績を有する者であること。
 - ウ 給水人口20万人以上の水道事業者等から『施設統廃合構想または計画等』の策定業務を受注した実績を有する者であること。
- (8) 担当技術者、管理技術者及び照査技術者は上下水道部門の技術士資格を有する者とし、管理技術者及び照査技術者はそれに加えて総合技術監理部門の技術士資格を有する者であること。
- また、三技術者ともに上記(7)の受注業務において担当技術者または管理技術者の実績を有する者を配置できること。

10 必要書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1) プロポーザル参加表明書等

ア 提出書類

様式	書類名	提出数
様式第1号	簡易評価型プロポーザル参加表明書	1部
様式第2号	誓約書	1部
様式第3号	参加資格確認書	1部
様式第4号	財務状況調書	1部
任意	直近過去3か年の損益計算書	1部
任意	直近過去3か年の貸借対照表	1部
任意	直近過去3か年のキャッシュフロー計算書	1部

イ 提出方法

持参、郵送（配達確認ができるものに限る。）のいずれかにより提出すること。

ウ 提出先

長岡市水道局工務課計画調整室

所在地 〒940-0093

新潟県長岡市水道町2丁目7番22号

電話 0258-94-6180

FAX 0258-36-4434

エ 提出期限

令和7年5月30日（金曜日）午後5時【必着】※持参・郵送とも

(2) 提案書等

ア 提出書類

様式	書類名	提出数
様式第11号	ヒアリング審査出席者届出書	1部
様式第12号	提案書表紙	1部
様式第13号	業務実施計画書	14部
任意	提案書	14部
任意	計画工程表	14部
任意	参考見積書	1部
様式第14号	業務受注実績表	14部
様式第15-1号 " 15-2 " " 15-3 "	配置予定技術者業務実績表	14部
様式第16号	業務実施態勢	14部
CD又はDVD	業務実施計画書、提案書、計画工程表、業務受注実績表、配置予定技術者業務実績表及び業務実施態勢の提出書類電子データ	1枚

イ 体裁等

提案書表紙及び参考見積書を除き、上記アの順番に重ねて部数ごとにダブルクリップ留めとすること。

提案書及び業務実施計画書で20ページ（資料等を含み、提案書表紙、各様式及び参考見積書を除く。）を上限とすること。

書類名	体裁等
提案書表紙 ヒアリング審査出席者 届出書	他の提出書類とホチキス留めをしないこと。
業務実施計画書	(ア) 片面印刷とし、他の書類とホチキス留めをしないこと。 (イ) 日本工業規格A4判を縦に使用し、横書きとすること。 (ウ) 文字の大きさは12ポイント以上とし、モノクロ又はカラーの別は問わないこと。

提案書	(ア) 片面印刷とし、12(2)ア(ア)を上にして(ア)から(イ)の順に重ねて各テーマごとに左側2か所をホチキス留めすること。 (イ) 提案者を特定できる文言（具体的な社名等）を記載しないこと。 (ウ) 日本工業規格 A4 判を縦に使用し、横書きとすること。 (エ) 文字の大きさは 12 ポイント以上とし、モノクロ又はカラーの別は問わないこと。
計画工程表	(ア) 日本工業規格 A3 判を使用することとし、Z 折とすること。
参考見積書	(ア) 片面印刷とし、他の書類とホチキス留めをしないこと。 (イ) 本件業務の委託に係る契約の主体となる事業者の所在地、名称及び代表者の氏名を記載の上、代表者印を押印すること。
・業務受注実績表 ・配置予定技術者業務実績表 ・業務実施態勢	(ア) 日本工業規格 A4 判を使用すること。 (イ) 片面印刷とし、各様式のとおり
提出書類電子データ	(ア) 業務実施計画書、提案書、計画工程表、業務受注実績書、配置予定技術者業務実績表及び業務実施態勢の提出書類を CD 又は DVD に各書類別に PDF ファイル形式で保存すること

ウ 提出方法

上記(1)イに同じ。

エ 提出先

上記(1)ウに同じ。

オ 提出期限

令和7年7月3日（木曜日）午後5時【必着】※持参・郵送とも

11 プロポーザル参加表明書等の作成に係る留意事項

(1) 簡易評価型プロポーザル参加表明書

様式第1号のとおり

(2) 誓約書

様式第2号のとおり

(3) 参加資格確認書

様式第3号のとおり

(4) 財務状況調書

様式第4号に従い、直近過年度3か年分の財務状況及び決算日を記載すること

(5) 様式第4号の根拠資料として直近過去3か年の損益計算書、貸借対照表及びキャ

ッシュフロー計算書を提出すること。

12 提案書等の作成に係る留意事項

(1) 提案書の作成に係る基本的事項

本件プロポーザルは、本件業務委託に係る取組方法等について提案を求めるものであり、本件業務委託の成果品の提出を求めるものではない。

なお、本件業務委託については、委託契約締結後、本説明書、仕様書及び提案書に記載された内容を踏まえた上で、当水道局と協議の上、行うものとする。

(2) 提案書等に記載すべき事項

審査の対象となる次の事項について、上記 10(2)イを踏まえ記載すること。

ア 提案書

次のことについて、貴社の創意工夫を盛り込みつつ記載すること。

この場合、図表を用いることや現行の計画の記述等を引用することも差し支えない。

(ア) テーマ 1

『地方都市における持続可能で効果的な送配水システム』

○水道施設の将来再構築を策定するにあたり、最適な施設再構築の手法や検討方法、事業効果について提案を求めるもの

(イ) テーマ 2

『多様化する水道事業経営における民間活用』

○経営効率を高めるため民間活力を活用した官民連携手法が全国で展開されているが、長岡市水道事業及び長岡市簡易水道事業にて採用することが有効な手法があるか提案を求めるもの。なお、適切な手法がある場合は、その理由を明確にすることとし、本業務の執行において詳細な検討を要するか記述すること。

イ 計画工程表

下記キの提案に基づき作業内容が分かるよう計画工程を記載すること。

ウ 参考見積書

(ア) 下記キの提案に基づき各年度の作業内容及び見積額が分かるよう内訳書を添付して作成すること。

(イ) 消費税及び地方消費税は別書きとすること。

エ 業務受注実績表（様式第 14 号）

上記 9 (7)の参加資格要件について、3 件を上限とし、それぞれについて、次の事項を記載すること。

- (ア) 当該業務の名称及び履行期間
(イ) 委託者（発注者）
(ウ) 当該履行実績について、本件業務委託の実施に当たって有用であり、訴求したい事項
- オ 配置予定技術者業務実績表（様式第 15-1 号、第 15-2 号、第 15-3 号）
上記 9 (8) の参加資格要件について、3 件を上限とし、それぞれについて、次の事を記載すること。
(ア) 当該業務の名称及び履行期間
(イ) 委託者（発注者）
(ウ) 当該履行実績について、本件業務委託の実施に当たって有用であり、訴求したい事項
(エ) 担当する役職名（担当技術者、管理技術者、照査技術者）、有資格名
- カ 業務実施態勢（様式第 16 号）
仕様書の内容を考慮した実施態勢を検討し、次の事項を記載すること
(ア) 従事する技術者の人数及び技術者の氏名及び主たる担当業務内容
(イ) 本件業務委託の進捗管理方法及び本件業務委託の実施における当水道局との円滑な打合せ及び連絡を可能とするための態勢
(ウ) 本件業務委託を効果的かつ円滑に実施するための態勢について、有用であり、訴求したい事項
- キ 業務実施計画書（様式第 13 号）
業務目的及び業務内容を踏まえ、現時点での考え方や取り組み方針について、長岡市水道事業及び長岡市簡易水道事業の特性、社会情勢の変化、中・長期的な視点や、貴社独自の取り組みを含めて提案する。事業実施計画の提案内容については「様式第 13 号 業務実施計画書」に次のことを必ず記載すること。

- ・本業務の実施方針
 - ・本業務における具体的実施フロー
- なお、上記の記載に際し、以下の項目についての考え方を必ず記載すること。
- ① 長岡市水道事業及び長岡市簡易水道事業に対する貴社の印象（人口動態、水需要動態、水源、地勢、施設状況等）
 - ② 長岡市水道施設将来構想策定に向けた再構築基本構想及び再構築基本計画づくりの視点
 - ③ 再構築基本構想及び再構築基本計画の P D C A サイクル等による管理方針
 - ④ 投資計画及び国庫補助金等を利用した財源計画（料金及び加入金を除く）策定方針
 - ⑤ 本市からの指示・質問や来局依頼等への対応体制等
- 本件業務委託については、委託契約後に現状分析結果に基づき課題を抽出する

が、ここで記述した①の内容と相違した結果が導かれることは差し支えない。

(3) 関係資料について

提案書の作成に当たり、必要と思われる関係資料の取扱いについては、次のとおりとする。

なお、当水道局及び当市の他の計画、他機関の計画等ここで記載する資料以外で必要なものについては、提案者において適宜取得等すること。

資料名	閲覧及び貸与場所
①長岡の水道	長岡市水道局ホームページ ① (https://www.city.nagaoka.niigata.jp/suidou/suidou/) ②～⑥ (https://www.city.nagaoka.niigata.jp/suidou/keiei/)
②長岡市水道事業経営戦略	
③予算書・決算書	
④水道事業業務指標	
⑤経営比較分析表	
⑥持続可能な長岡水道のあり方に関する懇話会	
平成31年度 水業委第1号 長岡市水道事業経営戦略策定業務委託 報告書（水需要予測に関する資料のみ）	〒940-0093 新潟県長岡市水道町2丁目7番22号 長岡市水道局 工務課（庁舎2階）
令和2年度 水業経委第1号 長岡市水道事業経営戦略修正業務委託 報告書（水需要予測に関する資料のみ）	

13 資料の貸与

参加表明書を提出した者のうち、希望者については資料を貸与します。

(1) 提出書類

ア 貸与時

長岡市水道施設将来構想策定業務委託資料借用届出書（様式第5号）

イ 返却時

(ア) 長岡市水道施設将来構想策定業務委託資料返却届出書（様式第6号）

(イ) 長岡市水道施設将来構想策定業務委託資料借用電子データ消去届出書（様式第7号）

(2) 貸与元

長岡市水道局工務課計画調整室

所在地 〒940-0093

新潟県長岡市水道町2丁目7番22号

電 話 0258-94-6180

F A X 0258-36-4434

(3) 貸与期間

令和7年6月2日（月曜日）から令和7年6月13日（金曜日）午後5時【必着】

14 優先交渉権者の選定審査

(1) 優先交渉権者等の選定

書類審査及び提案書の評価において、総合評価点が最も高い提案者を優先交渉権者、2番目に高い提案者を次点者に選定する。なお、提案者が1者となった場合であっても当該選定は実施する。

書類審査の審査項目、評価視点及び配点は次のとおりとする。

評価項目		評価視点	配点
企業の実績	受注実績	平成25年度以降の同種業務実績	10点
技術者の技術力	管理技術者の資格、実績	技術資格及び平成25年度以降の同種業務実績	10点
	担当技術者の資格、実績		10点
	照査技術者の資格、実績		10点
実施態勢	業務実施態勢	業務従事者の配置	10点
合 計			50点

技術提案審査の評価項目、評価視点及び配点は次のとおりとする。

評価項目		評価視点	配点
業務実施計画	長岡市の水道事業に対する認識	長岡市の水道事業が適切に把握されているか。	10点
	業務内容の理解度	本業務の目的や業務内容を理解しているか。	10点
	実施手順	本業務を実施するうえで妥当な手順となっているか	15点
	工程の妥当性	業務を円滑に実施できる工程であり、進捗管理体制が適切か	10点
合 計			45点

テーマに対する提案

評価項目		評価視点	配点
テーマに対する企画案	地方都市における持続可能で効果的な送配水システム	業務に必要な着眼点、問題点、解決方法等が確認でき、業務の目的に相応しい提案か	25点
	多様化する水道事業経営における民間活用	現在の水道事業がおかれている状況への精通度合が高いか	25点
	活用可能な追加提案や独自の工夫	提案内容について方針、検討内容、手順等が示されており、有効性・実効性があるか	20点
合 計			70点

ヒアリング

評価項目		評価視点	配点
ヒアリング	専門技術力等	説明内容が提案書の内容をよく補完しており、専門知識を十分に発揮できると認められるか	30点
	コミュニケーション力	提案書の内容をわかりやすく説明し、質問に対する回答が明確で理論的か	30点
合 計			60点

参考見積

評価項目		評価視点	配点
参考見積書	業務コスト	提案内容に対して見積が不適切又は契約限度額を超えている場合は無効とする。	25点

総合評価点 合計 250点

15 本説明書の内容に関する質問書の受付及び回答

10(1)で定めるところにより参加表明書を提出した者は、本説明書の内容について「長岡市水道施設将来構想策定業務に係る簡易評価型プロポーザルに関する質問書」(様式第8号)により質問することができる。この場合、質問書は電子メールで提出することとし、件名は「プロポーザル質問書(事業者名)」とした上で、電話連絡により必ず送信確認を行うこと。

(1) 質問書の受付及び回答部署

長岡市水道局工務課計画調整室

E-mail komu-nagaoka.ws.@m2.nct9.ne.jp

(2) 質問書受付期間

参加表明書等提出期限の翌日から令和7年6月9日（月曜日）午後5時まで【必着】

(3) 質問への回答

寄せられた全ての質問及び回答は、参加表明書等を提出した全員の者に令和7年6月16日（月曜日）午後5時までに電子メールにより回答する。

16 プレゼンテーション

(1) 期日

令和7年7月16日（水曜日）から7月17日（木曜日）まで
（詳細は参加者に別途通知する）

(2) 会場

長岡市水道局（詳細は参加者に別途通知する。）

(3) 留意事項

ア プレゼンテーションの出席者は3人までとし、説明者は本件業務委託に係る委託契約を締結した場合に本件業務委託を担当する管理技術者又は担当技術者とする。

イ プレゼンテーションの所要時間は、準備及び片付け各5分、説明20分、質疑応答20分の計50分とする。

ウ 説明及び質疑応答は、提案書等に記載された内容を基に説明することとし、新たな提案を行ってはならない。

エ 追加資料等の配布は認めない。

オ 備え付けのモニターを使用してプレゼンテーションを行うことは差し支えない。ただし、パソコン及び接続用HDMIケーブル等は各参加者で用意すること。

カ プレゼンテーションの実施に係る詳細については、参加表明書の提出による参加者の確定後、別途案内文で決定及び通知する。

17 選定結果通知

(1) 本件プロポーザルの選定結果は、提案書等を提出した全員の者に対し通知する。

(2) 参加者はプロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

18 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

(1) 本説明書に違反した場合

(2) 本説明書で定める手続以外の手段で、選定委員又は当局職員に本件プロポーザルに

関する援助を求めた場合

- (3) 上記 9 の参加資格要件を満たしていないことが明らかになった場合
- (4) 様式第 2 号の誓約書及び様式第 3 号の参加資格確認書に虚偽があった場合
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合
- (7) その他選定委員会が本説明書に違反すると認めた場合
- (8) 参考見積書の見積額（消費税及び地方消費税を含む。）が上記 5 の契約限度額を超えている場合

19 その他留意事項

- (1) 本件プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 貸与資料において知り得た情報は、他に漏らすことやプロポーザルに係る検討以外の目的に使用することを禁止する。
- (3) 上記 10(2)で定めるところにより提出された提案書等は、返却しない。
また、提出後の提案書の内容変更は、原則として認めない。
- (4) 上記 10(2)で定めるところにより提出された提案書等の内容に係る著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）で定める著作権は参加者に帰属するが、無償で使用する権利は当市に付与する。

また、当該提案書等を提出した事業者については、当該提案書等につき長岡市情報公開条例（平成 7 年長岡市条例第 33 号）及び長岡市水道局における長岡市情報公開条例施行規程（平成 8 年水道局管理規定第 3 号）で定めるところによる情報公開請求があった場合において、同条例で定めるところにより長岡市水道局長が当該提案書を公開しようとするときは、著作権法第 18 条第 1 項に規定する公表権を行使しないことにあらかじめ同意したものとみなす。